

道路法クイズ 解答編

～初心者からベテランまで道路法の理解を深めよう～

国土交通省 道路局 路政課

問題	解答	問題	解答	問題	解答
Q1	②	Q5	②	Q9	②
Q2	③	Q6	②	Q10	②
Q3	②	Q7	③	Q11	②
Q4	②	Q8	③	Q12	③

初心者編 (Q1～Q4)

Q1 ②

道路法は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もつて交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする（道路法第1条）。

Q2 ③

「道路附属物」は、道路法第2条第2項及び道路法施行令第34条の3に掲げられているもののみである。

Q3 ②

指定市以外の市町村は、地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため、当該市町村の区域内に存する国道若しくは都道府県道の新設、改築、維持若しくは修繕又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築のうち、歩道及び道路法施行令第1条の5に規定されているものの新設、改築、維持又は修繕を行うことができる（道路法第17条第3項）。

Q4 ②

道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合においては、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる（道路法第37条第1項）。

中級者編 (Q5～Q12)

Q5 ②

国土交通大臣は、指定区間を定める政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県の意見を聴くものとする（道路法施行規則第1条の2）。

Q6 ②

一般国道の指定区間外においては、都道府県が当該道路の区域を決定する（道路法第18条）。

Q7 ③

道路の供用の廃止又は道路の区域の変更があつた場合においては、当該道路を構成していた不用となつた敷地、支壁その他の物件（以下「不用物件」という。）は、従前当該道路を管理していた者が1年をこえない範囲内において政令で定める期間、管理しなければならない（道路法第92条第1項）。

Q8 ③

道路法第92条第1項の政令で定める期間は、国道又は都道府県道を構成していた不用物件については4月とし、市町村道を構成していた不用物件については2月とする（道路法施行令第38条）。

Q9 ②

「一般交通の用に供する」とは、不特定の一般大衆の用に供するという意味であつて、自動車専用道路のように特定の交通手段のみの用に供される道や、有料道路のように料金を支払う者のみに公開される道であつてもよく、要するに、公衆に差別なく公開されていけばよい。

Q10 ②

一般国道の路線は政令で指定され、その政令においては、路線名、起点、終点、重要な経過地その他路線について必要な事項を明らかにしなければならない（道路法第5条）。

都道府県知事が都道府県道の路線を認定しようとする場合は、あらかじめ当該都道府県の議会の議決を経なければならない（道路法第7条第3項）。

市町村長が市町村道の路線を認定しようとする場合は、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない（道路法第8条第2項）。

Q11 ②

指定市の区域内に存する国道の管理で、その管理を都道府県が行うこととされているもの並びに指定市の区域内に存する都道府県道の管理は、当該指定市が行う（道路法第17条第1項）。

指定市以外の市は、都道府県に協議し、その同意を得て、当該市の区域内に存する国道の管理で当該都道府県が行うこととされているもの並びに当該市の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる（道路法第17条第2項）。

Q12 ③

「新設」とは、道路法上の道路を新たに設けることをいい、新たに道路を築造する工事で改築の範囲外のもの及び既設道路（私設道路を含む。）を道路法の道路とする場合を包含する。「改築」とは、既設の道路法の道路の効用、機能等を現状より良くするための工事をいい、道路の線型改良、拡幅、舗装、バイパスの新築も道路の区域変更による場合は改築となる。